

御代田町タクシー利用助成事業に関する規則

平成 19 年 12 月 17 日 規則第 29 号

(趣旨)

第1条 この規則は、交通弱者の交通手段を確保することにより住民福祉の増進を図るため御代田町タクシー利用助成事業(以下、「タクシー助成事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 タクシー助成事業を利用できる者(以下、「利用者」という。)は、御代田町に住所を有する満 70 歳以上の者とする。

(利用料金等)

第3条 利用料金は、1回につき 600 円とする。
2 利用者は、御代田町発行のタクシー利用助成券(以下「助成券」という。)を購入し、利用するものとする。
3 1回の利用につき迎車料金を含めて 1,500 円までの利用額を上限とし、上限を超えた部分については自己負担とする。

(助成券購入の制限)

第4条 助成券の購入は年間 30 枚までとする。ただし、年度途中で申請する者は申請した月を含む1月あたり2.5枚の割合で購入できるものとする。
2 この計算において総数に端数が生じた場合には、切り上げて整数枚とする。

(利用目的)

第5条 タクシーの利用は通院、買物、公共施設及び金融機関等日常生活で必要とされるものに限り、遊興目的での利用は除くものとする。

(利用料金の払戻)

第6条 町長が必要と認めた場合は、利用料金の払戻しをすることができる。

(利用資格の喪失)

第7条 利用者が、いつわり、その他不正な手段により利用した場合は、利用資格を失うものとし、直ちに助成券を返納しなければならない。この場合、利用料金の払戻しは行わない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年4月1日から施行する。
この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。
この規則は、平成 23 年8月1日から施行する。

御代田町タクシー利用助成事業運用規程

平成 19 年 12 月 17 日 告示第 47 号

(趣旨)

第1条 この規程は、御代田町タクシー利用助成事業に関する規則(平成 19 年御代田町規則第 29 号。以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申込)

第2条 この事業を利用しようとする者は、御代田町タクシー利用助成券購入申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(証明)

第3条 町長は、前条の規定により申込があり必要な資格を有すること及び正当な申込であると認めたときは、「御代田町タクシー利用助成利用資格証明証(様式第2号。以下「利用資格証明証」)を交付するものとする。

(利用方法等)

第4条 利用者は、規則第4条の規定によりあらかじめ御代田町が発行する御代田町タクシー利用助成券(様式第3号)(以下「助成券」という。)を購入しておくものとする。
2 利用者は、乗車の際運転手に利用資格証明証を提示し、確認を受けた後助成券を手渡すこととする。

(助成券の譲渡等の禁止)

第5条 助成券は、本人のみが使用できるものとし、他人に譲渡、転貸又は担保に供してはならない。

(助成金の請求)

第6条 タクシー事業者は、助成券を取りまとめ、1月ごとに町が支払う助成額について翌月に御代田町タクシー利用助成事業請求書(様式第4号)により町長に請求するものとする。

(利用料金の払戻)

第7条 規則第7条の規定により払戻しを請求する者は、払戻請求書(様式第5号)に未使用の助成券を添えて町長あてに請求するものとする。
2 利用料金の払戻し請求は、随時受け付けるが、有効期限後1月以内までとする。

附 則

この規程は、平成 21 年4月1日から施行する。

様式(省略)